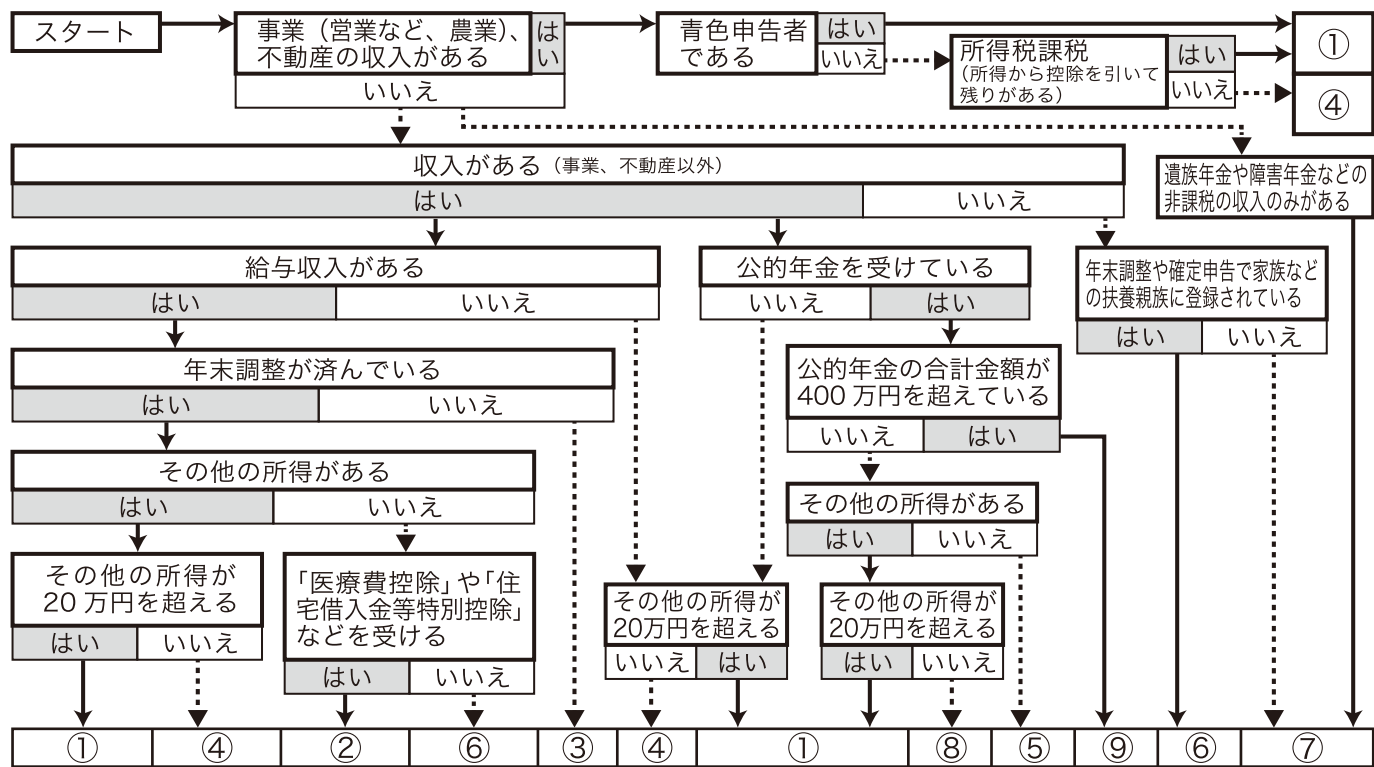


申告の必要があるかどうか迷ったら…

2月16日(火)から市県民税と所得税の申告受け付けが始まります。
「自分は申告の必要があるの」と迷った方は、ぜひフローチャートを試してみてください。
※ フローチャートは一般的な例であり、個々の状況により異なる場合があります。参考としてお使いください。



- ① 確定申告をしてください。
- ② 確定申告をすると所得税が還付される場合があります。
- ③ 確定申告をしてください。その結果、所得税が清算され納付または還付となる場合があります。
- ④ 市県民税の申告をしてください。
- ⑤ 公的年金の合計が400万円以下であれば確定申告の必要はありませんが、所得税が源泉徴収されており、還付となる場合は確定申告をすることができます。また、市県民税の申告をして控除を受けられる場合があります。
- ⑥ 申告の必要はありません。
- ⑦ 申告の必要はありませんが、課税の対象となる所得がない旨を市民税務課までご連絡ください。（※世帯に国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者がいる場合、申告をしないと保険料の軽減などが受けられない場合があります）
- ⑧ 市県民税の申告をしてください。ただし、公的年金の合計が400万円を超えている場合は確定申告をしてください。
- ⑨ 公的年金の合計が400万円を超えている場合は確定申告をしてください。

税務署職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケートと称する不審な電話などにご注意ください

国税局や税務署職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況などの個人情報や口座情報などを聞き出そうとする事例が発生しています。

税務署職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思った場合は、最寄りの税務署または国税局へ問い合わせてください。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください
平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

<http://www.nta.go.jp>

国税庁ホームページ

「給与・公的年金専用」の申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっています。ぜひご利用ください。

○国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することで、確定申告書などが作成できます。また、印刷した後、郵送などで税務署へ提出することもできます。

確定申告書などの作成は、便利な「確定申告書等作成コーナー」で
問い合わせ 廿日市税務署 ☎0829-321217

申告受付期間は 2月16日(火)～3月15日(火) 事前準備で 税の申告に 備えよう

問い合わせ 市民税務課 ☎592128



申告が
必要な方

- 事業所得や不動産所得などがある方
- 勤務先で年末調整が済んでいない方（年の途中で退職し、その後再就職していないなど）
- 土地、建物などを売却した方
- 生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金を受け取った方など

※ 1つの会社のみから給与の支払いを受けていて、年末調整が済んでおり、「給与支払報告書」が勤務先から市役所へ提出される方
※ 他に所得があれば申告が必要なる場合があります。

○年間収入が公的年金収入（400万円以下）のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など）以外の各種控除（医療費控除など）がない方など



申告が
不要な方



申告に
必要なもの

※ 申告は税額を決める手続きです。結果によっては、所得税が納付、または還付になる場合があります。その内容は平成28年度の市県民税額に反映されます。

- 税務署から申告書類や案内などが届いた方は、その書類（※1月下旬に発送される予定）
- 公的年金などの源泉徴収票
- 給与などの源泉徴収票
- 生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金などを受けた方は、その受取通知書や支払証明書など
- 医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書
- ※ 人ごと、医療機関別にまとめ、計算しておいてください。
- 事業所得や不動産所得などがある方は、収支内訳書（収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備してください）
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 国民健康保険料や介護保険料などの社会保険料の納付確認書、領収書
- ※ 大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書（いずれも年



申告を
しないと…

- 申告をしないと受けられない所得控除などがあります。
- （例）医療費控除など
- 世帯に国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者がいる場合、保険料の軽減などが受けられない場合があります。
- 課税台帳記載事項証明書（所得などを証明するもの）の発行ができない場合があります。

- 金からの天引き分を除くものが記載）は、1月下旬に送付する予定です。
- 国民年金保険料の控除証明書など
- 配偶者や扶養親族を控除対象とする場合は、その方の収入金額が確認できるもの
- 本人名義の口座番号の分かるもの（所得税が還付される場合は必要）
- 印鑑

申告日程・会場などを市広報2月号に掲載しますので、確認してください。